



市立総合病院の個室料金・ 文書料金などを改定します

医事課
(市立総合病院内)

☎ 0538-38-5000

FAX 0538-38-5041

今後も質の高い医療を提供するために

料金改定について

市立総合病院は、磐田市を含む中東遠医療圏の急性期医療を担う中核病院として、地域の皆さんに安心、安全で質の高い医療を提供しています。

これまで料金の据え置きに努めてまいりましたが、人件費や物価の上昇による諸経費の高騰などに伴い、12月1日(月)より個室料金や文書料金などを改定します。

患者の皆さんにはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。



救急外来の適正受診にご協力ください

救急外来は、緊急性の高い症状の患者さんを治療するための場所です。必要な方が受診できるよう、かかりつけ医を持つたり、救急安心電話相談窓口「#7119」を利用したり、ご協力をお願いします。
#7119について詳しくは、県のホームページをご覧ください。



▲ホームページ

マイナ保険証の利用登録はお済みですか？

マイナンバーカードをお持ちの方は、保険証利用の登録をお願いします。病院のカードリーダーで簡単に利用登録ができますので、救急外来を含め受診の際は、マイナンバーカードを持参ください。

過去の処方箋などを病院とスムーズに共有できるなどのメリットがあります。詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。



▲ホームページ

個室料金の改定

部屋名	旧料金	新料金
個室A	7,700 円	8,910 円
個室B	5,500 円	6,600 円
2床室A	—	6,600 円
2床室B	—	4,400 円
LDR室 ※陣痛、分娩、産後の回復を同じ部屋で過ごせる個室	12,000 円	14,000 円
周産期センター 個室	7,000 円	8,700 円

※改定日以前から入院されている方は、12月1日から新料金が適用されます

文書などの料金の改定（主なもの）

種別	旧料金	新料金
医療費・療養費支払い証明書（簡易なもの）	770 円	1,650 円
医療費・療養費支払い証明書（複雑なもの）	1,650 円	3,300 円
診断書（簡易なもの）	1,650 円	2,200 円
診断書（複雑なもの）	3,300 円	5,500 円
生命保険診断書	5,500 円	7,150 円
外国語診断書（病院様式）	—	8,800 円
外国語診断書（病院様式以外）	—	11,000 円
意見書料（簡易なもの）	—	2,200 円
意見書料（複雑なもの）	—	5,500 円

※その他の文書などの料金改定について詳しくは、市立総合病院ホームページをご覧ください



▲ホームページ



▲ホームページ

災害時の救護所の体制が 変わります

健康増進課
(i プラザ3階)

☎ 0538-37-2013

FAX 0538-35-4586

救護所を3つの病院前に開設します

令和8年1月7日正午に新たな体制へ

現在、被災状況に応じて11力所の救護所を順次開設する体制をとっています。しかし、どこに救護所が開設されるか分からないという不安の声や、医療従事者の確保に課題があります。

そこで市は見直しを行い、**発災時に3力所の病院前救護所を直ちに開設する体制に変更**します。

※現在の11力所の救護所は地域救護所として、状況に応じて開設します

救護所で行いたい

救護所では、医師などの医療従事者がチームを組み負傷者に対してトリアージを行い、応急処置、搬送の手配をします。

※多くの負傷者が同時に発生した場合に、重症度と緊急度を分類し、搬送や治療の優先順位をつけることです



©浜松赤十字病院

▲病院前救護所のイメージ

一人でも多くの命を救うための体制へ

過去の大規模震災では、軽症者が病院に殺到したことにより、病院の診療機能が低下し、重傷者に適切な治療ができないう事例がありました。

病院前救護所で、トリアージと軽症者の処置を行うことで、病院は重傷者の治療に集中することができます。

病院前救護所（3力所）

・磐田市立総合病院



・新都市病院（中泉703）



・豊田えいせい病院（小立野102）



※現在の救護所は、市ホームページをご覧ください



▲ホームページ

自分や家族の命を守るために 日頃からできること

- ・応急手当用品の準備、応急手当を学ぶ
- ・家具の転倒予防、棚や扉のロック
- ・家の中で危険な状態の物をなくす
- ・発災時にできること
- ・自分や家族がけがをした場合、できる限りの手当をする
- ・応急手当が難しい場合、救護所へ搬送する

簡易トイレは命を救う



備蓄の目安

1人1日5回×7日
=35回分

停電や断水で、災害時にすぐにトイレが使えない場合もあります。トイレを我慢することは体調不良や命の危険につながります。不測の事態に備えて準備をお願いします。

ページ番号
1001170

磐田市消防団員を募集しています

警防課
(福田支所3階)☎ 0538-59-1716
FAX 0538-59-1766

私たちと一緒にこのまちを守りましょう

磐田市消防団とは？

消防団とは、消防組織法に基づき、市町に設置される消防機関です。消防団員は権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員である一方、他に生業のある地域住民が自発的に参加して活動する防災組織です。消防署と連携しながら、消火活動、災害時の救助活動、地域の防火、防災啓発活動など、多岐にわたる活動を行っています。

磐田市消防団は、市内を1団本部、7方面隊、28分団、61台の消防車両、消防団員927名で磐田市を守っています。



▲訓練や地域イベントでの様子

磐田市消防団員を募集しています

「磐田市が好き」「このまちを守りたい」と思っている方は、今こそ消防団に入り私たちと一緒に活動してみませんか？

入団資格

- ・18歳以上
- ・心身ともに健康な方
- ・市内在住、または市内在勤

消防団員の貸与品

消防団活動に必要な被服品(活動服、ヘルメット、長靴など)は全て支給します。

福利厚生

磐田市消防団応援の店、マイカー共済、準中型免許取得補助制度、公務災害補償などの福利厚生も充実しています。

現役団員インタビュー

豊田方面隊第1分団
分団長 和田 裕

磐田市役所に勤務する和田さんは、市役所で勤務する傍ら消防団員として、火災出動や訓練指導、地域イベントに参加しています。

Q. 消防団に入団したきっかけは？

A. 同じ職場の先輩に誘われたことがきっかけです。入団してみると、優しい先輩や年齢の近い世代の団員も多く安心して活動しています。

Q. 消防団活動で印象的なことは？

A. 自分が住んでいるすぐ近くで建物火災が発生し、その時に改めて消防団活動の重要性を肌身で感じました。自分の生活が守られているのは、こういった組織があるからだと思っています。

消防団を応援する事業所を募集

消防団協力事業所表示制度

表示証を事務所やホームページに掲示することで、事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められ、事業所の協力を通じて、地域防災体制がより一層充実されることを目的とする制度です。

この制度の利用とあわせて、静岡県内の「消防団活動に協力する事業所等に対する事業税の減免措置」を利用することにより、事業税2分の1相当を控除(控除限度額100万円)する事業税の軽減措置を受けることができます。

※認定には一定の要件があります

磐田市消防団応援の店

市内の事業者の皆さんが、消防団員とその家族に向けて、商品の割引などのできる範囲のサービスをご提供していただき、消防団を応援する事業です。これにより事業者の皆さんには、社会貢献のイメージアップと集客率を高める効果が期待されます。※詳しくは、ホームページをご覧ください。

くか、警防課消防団グループまでご連絡ください



▲ホームページ

12月3日～9日は 障害者週間です

福祉相談課
(iプラザ3階)

☎0538-37-4919
FAX 0538-36-1635

軽トラ市で手話体験してみませんか

障害者週間は、障がいがある方もない方もお互いを理解し、共生社会の実現を目指すための大切な期間です。

この機会に、障がいへの理解を深め、誰もが暮らしやすい地域づくりについて考えてみましょう。

第45回 磐田ふれあい作品展

障がいのある方が制作した絵画や書道、工芸、写真などを展示します。

とき／12月3日(水)～7日(日)

午前9時～午後6時

(土日は午後5時まで)

ところ／中央図書館



▲第44回 磐田ふれあい作品展の様子

第10回 いわためぐまるマーケット

みんなで軽トラ市いわた駅前☆楽市の特設コーナーに福祉事業所や福祉団体が出店します。食品や小物の販売を予定しています。また、手話体験に参加された方には数量限定のしつぺいトイレッペーパーをお渡しします。

とき／12月14日(日)

午前9時～正午

ところ／JR磐田駅前ジュビロード

(のだ歯科医院前)



▲第9回いわためぐまるマーケットの様子

虐待から 障がい者・高齢者を守る

福祉相談課
(iプラザ3階)

☎0538-37-2789
FAX 0538-36-1635

虐待のサインを見逃さないで

虐待は、虐待している人にその自覚がなかったり、虐待されている人が声に出せなかったりする場合があります。そのため虐待を早期に見つけるには、さまざまなサインを見逃さないことが大切です。令和6年度は市内において、障がい者10件、高齢者46件の虐待に関する相談や通報がありました。

虐待とは次のような行爲です

身体的虐待

たたく、ベッドに縛る、突き飛ばす

心理的虐待

怒鳴る、無視する、子ども扱いする

経済的虐待

年金や預貯金を無断で使う、必要なお金を渡さない

放棄・放任(ネグレクト)

食事を与えない、医療受診をさせない、介護サービスを受けさせない

性的虐待

わいせつな行爲

「虐待かも」と思ったら

障がい者や高齢者の中には、虐待を受けても我慢している人がいます。「虐待かな」と思ったら、次の相談窓口へ連絡してください。通報者の秘密は守られますので、安心してご相談ください。

障がい者虐待防止センター	☎ 0538-84-6661
地域包括支援センター	
城山・向陽地域包括支援センター	☎ 0538-36-4865
中部地域包括支援センター	☎ 0538-37-1060
南部地域包括支援センター	☎ 0538-36-8900
豊岡地域包括支援センター	☎ 0539-63-0500
豊田地域包括支援センター	☎ 0538-36-1300
竜洋地域包括支援センター	☎ 0538-66-9221
福田地域包括支援センター	☎ 0538-58-3242
磐田警察署	☎ 0538-37-0110
福祉相談課生活相談グループ	☎ 0538-37-2789

ページ番号
1008954

地域防災訓練に 参加しましょう

12月7日(日)は地域防災の日です

地域防災訓練では、大規模地震を想定し、自主防災会初動訓練と避難所運営訓練が行われます。

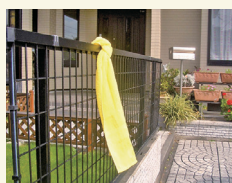
災害発生初期には、公的支援が十分にいき届かないため、日頃の備えや訓練を通じて、家庭と地域の防災力を高めておくことが重要です。いつ起こるか分からない災害を自分事として捉え、地域防災訓練へ参加しましょう。

自主防災会初動訓練

自主防災会は、災害時に地域住民の情報をもとに把握し被害を最小限にとどめるため、重要な役割を担っています。自主防災会初動訓練では、災害発生時の安否確認訓練を予定しています。黄色いタオルやカードを玄関先へ掲げ、「私は無事です」と自ら発信しましょう。これにより助けが必要な人をいち早く把握し、救助につなげます。



▲受付・名簿作成



▲黄色いタオル



▲炊き出し訓練



▲黄色いカード

避難所運営訓練

避難所は、災害により自宅に居住できない方が滞在する場所です。各地域の避難所運営訓練に参加し、避難所をどのように運営するかを考えましょう。

避難所運営訓練では、各避難所が企画する避難者スペースの確保やトイレ設置など、さまざまな訓練を実施します。

危機管理課
(防災センター2階)

☎0538-37-2116

FAX 0538-32-0177

ページ番号
1001988

避難行動要支援者名簿の 登録をご検討ください

災害時に避難支援が必要な方へ

過去の大規模な災害では、被災者の多くが近隣住民により救助されました。

市では、自治会、自主防災会、民生委員・児童委員などと協力して地域の助け合いによる災害時の避難支援体制づくりを推進しています。

避難行動要支援者とは

災害時などに自分の力だけでは避難ができず、地域などの支援が必要な在宅の方です。避難支援が必要な方を「避難行動要支援者名簿」に登録し、避難方法などをあらかじめ決めておく取組を進めています。

※登録方法など詳しくは、ホームページをご確認ください



登録をおすすめする方

以下の①～⑦のいずれかに当てはまり、かつA～Cの全てに当てはまる方

- ① 要介護3～5の判定を受けている方
 - ② 身体障害者手帳1、2級に該当する方
 - ③ 療育手帳のA判定を受けている方
 - ④ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
 - ⑤ 特定疾患医療受給者(難病指定患者)
 - ⑥ 75歳以上の高齢者のみ世帯
 - ⑦ ①～⑥の項目に準じる状態にある方
- A 福祉施設(老人ホーム・グループホームなど)に入所していない
B 自分の力だけで避難することが難しい
C 避難を支援してくれる人(家族や親族など)が近くにいない

福祉政策課
(iプラザ3階)

☎0538-37-4814

FAX 0538-37-6495

今すぐ始めよう！ ペットの防災対策

環境課
(西庁舎1階)

☎0538-37-2702

FAX 0538-37-5565

ペットの安全を守るために

地震や台風などの災害が起こった時、飼い主はペットの安全も守らなければなりません。ペットと安全に避難するため、日頃から避難行動などを考え、備えておきましょう。

また避難所にペットと同行避難する場合、避難所には動物が苦手な方やアレルギーのある方など、さまざまな避難者がいるため、普段の生活以上に配慮する必要があります。

飼い主が日頃から心がけること

- ・ワクチン接種やノミ、ダニの駆除などの健康管理を行う
- ・最低限のしつけを行い、ケージに慣らしておく
- ・鑑札や迷子札を装着し、所有者を明示する
- ・事前に避難所と避難経路を確認する



災害に備えた事前の準備

- ・水とペットフード
最低5日分を用意しましょう
- ・ケージやキャリーバッグ
日頃から入るための訓練をしましょう
- ・トイレ用品
防臭袋や消臭効果のあるペットシート、猫砂を用意しましょう

この他にも準備物や避難方法などがあります。詳しくは環境省または静岡県ホームページをご覧ください。



▲環境省
ホームページ



▲静岡県
ホームページ

ペットを飼っていない方へ

避難所ではさまざまなペットが同行避難することがあります。ご理解をお願いします。

乾燥する季節は 火災にご注意

予防課
(福田支所3階)

☎0538-59-1718

FAX 0538-59-1766

屋外でも火の用心

屋外の火の取り扱いには要注意

降水量が少なく空気が乾燥するこれらの時期は、火災が発生しやすくなります。冬季に暖房器具が使用されることや、枯れた草や枝などの焼却行為が要因と考えられています。

一度火災が起こると、強い風にあおられ、またたく間に燃え広がり、近年では大規模な森林火災に発展する例も増えているため、特に屋外での火の取り扱いには注意が必要です。

※野焼きは、法律により一部例外を除き原則禁止されています



▲市内で発生した林野火災の様子

飛び火から火災になる可能性があります

風が強く、乾燥していると飛び火が発生しやすくなります。その飛行距離は、数十メートルから時には数キロメートルに及ぶこともあります。小さな火種が思わぬ場所まで火災を引き起こし、大きな被害につながる可能性があります。地域の安全を守るため、火の後始末を徹底しましょう。

火災防止の注意点

- 火を取り扱う際には、各自が次のような点に注意することが重要です。
- ・乾燥・強風の日にたき火や火入れをしない
- ・火気を使用する際は目を離さない
- ・消火用の水を用意しておく
- ・使用後は完全に消火する
- ・タバコの投げ捨てや火遊びはしない



ページ番号

1008795

12月4日～10日は 人権週間です

福祉政策課
(i プラザ3階)

☎0538-37-4814

FAX 0538-37-6495

誰もが笑顔でいられるように

国際連合は、1948年(昭和23

年)12月10日の第3回総会で「世界人権宣言」が採択されたことを記念し、この日を「人権デー」と決めました。

日本では、12月4日～10日を「人権週間」と定め、全国的にさまざまな人権啓発活動を行っています。

人権とは

誰もが生まれながらにして、幸せに自分らしく生きていくための権利です。

誰もが幸せに暮らせる社会を実現するために、私たち一人一人が人権について正しく理解し、互いの人権を尊重する意識を持ち、行動することが大切です。

人権擁護委員が活躍しています

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間のボランティアです。市内では16人が活動しており、市役所などと連携して人権に関する活動を行っています。



▲ジュビロ磐田との啓発



▲人権教室

市の人権擁護委員の活動紹介

①人権身の上相談

とき/毎月第1木曜午前9時～正午
ところ/福祉政策課(i プラザ3階)

②その他の活動

- ・小中学生を対象とした「子どもの人権 SOS ミニレター」事業
- ・幼稚園や小中学校などでの人権教室
- ・人権作品コンテスト
- ・ジュビロ磐田と連携した啓発・街頭キャンペーン など

ページ番号

1009730

ヤングケアラーを 知っていますか

子ども若者家庭センター
(i プラザ2階)

☎0538-37-2018

FAX 0538-37-2812

周囲の気づきが支援につながります

ヤングケアラーとは

手伝いの範囲を超えて日常的に家族のケアを行うことで、自分の時間が持てず学業や友人関係など日常生活に影響が出ている子ども・若者をいいます。

この家族のケアとは、大人が担うと想定される家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなど多岐に渡ります。

「ヤングケアラーかも」と相談されたら

無理に悩みを聞き出そうとせず「大丈夫？」と声をかけて寄り添ってあげてください。また、相談窓口がありますので紹介してください。

・磐田市子ども相談ダイヤル

☎0538-35-4317

・磐田市教育委員会 学校教育課

☎0538-37-4923

・静岡県うちあけダイヤル

ホームページをご覧ください



▲ホームページ



障がいや病気の家族に代わり、家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



言葉が不自由な家族のために通訳をしている



家族に代わり家計を支えるため、労働をしている



日常的に問題を抱える家族に対応している



障がいや病気のある家族の世話をしている

ヤングケアラーが主に担っていること

急発進抑制装置の 設置費用を補助します

自治デザイン課
(本庁舎2階)

☎0538-37-4751

FAX 0538-32-2353

今年度で制度が終了、申請はお早めに

市は、アクセルとブレーキの踏み間違
いによる重大事故を防ぐため、使用して
いる自動車に後付けの急発進抑制装置を
設置する費用の一部を補助しています。

申請期限

令和8年2月27日(金)

対象

市内在住の65歳以上の方で自動車運
転免許証を保有している方(申請日
時点)

補助対象

後付け急発進抑制装置の購入および
設置費用

補助金額

限度額1万円(千円未満切り捨て)
※1人1回(1台)まで

補助対象機器

ペダル踏み間違いなどによる「急発
進抑制装置」で、次のいずれかの機
能を有するもの

①急発進抑制タイプ

自動車の停車時および徐行時に、ア
クセルを強く踏み込んだ場合にセン
サーが異常を感知し、急加速を抑制
する機能

②障害物感知タイプ

前方または後方の障害物をセンサ
ーが感知している状態で、アクセルを強
く踏み込んだ場合に加速を抑制する
機能

申請方法

装置の設置前に次の書類を自治デザ
イン課または各支所へ提出
・交付申請書(市ホームページからダウ
ンロード可)
・運転免許証、自動車検査証、設置に
係の見積書の写し
※運転免許証・自動車検査証の使用者・
本補助金の申請者の名前と住所が一
致している必要があります

11月25日～12月1日は 犯罪被害者週間です

市民相談センター
(本庁舎1階)

☎0538-37-4746

FAX 0538-39-2262

犯罪の被害を受けた方が

平穏な生活に戻るために

ある日突然、犯罪の被害を受ける、そ
れは誰にでも起こりうることです。生命
を奪われる、最愛の家族を失う、心身に
傷を負うなどの被害だけでなく、周囲の
理解不足や噂話、誹謗中傷などによる
二次被害に苦しめられることもあります。

誰もが安心して生活するためには、
犯罪の予防はもちろん、犯罪の被害を
受けた方に対する適切な支援と人権を
尊重した対応が必要です。

被害を受けた方が平穏な生活に戻れ
るよう、社会全体で支えることを目的に
犯罪被害者などを支援します。

被害を受けた方が平穏な生活に戻れ
るよう、社会全体で支えることを目的に
犯罪被害者などを支援します。

被害を受けた方が平穏な生活に戻れ
るよう、社会全体で支えることを目的に
犯罪被害者などを支援します。

二次被害とは？

被害を受けたことを人に知られる(取
材などのプライバシー侵害を含む)と差
別や偏見の対象となる場合があります。
また、本人の思い込みにより対人関係
を遮断することで、好意で行う周囲の
励ましが二次被害の原因となることも

相談窓口

相談内容から必要と思われる情報
をお伝えし、ご希望に応じて窓口への橋渡
しを行います。

ご相談は電話またはファックスもしく
は、窓口でお受けします。

犯罪被害者等支援総合案内窓口
(本庁舎1階 市民相談センター内)

☎37-4746 FAX 39-2262

午前8時30分～午後5時15分
(閉庁日を除く)





ページ番号

1015919・1015245

平和について ともに考えましょう

総務課

(本庁舎3階)

☎0538-37-4803

FAX 0538-37-4829

戦後80年の節目の年に

戦後80年磐田市平和イベントの開催

広島平和記念公園内にある「原爆の子の像」のモデルとなった、佐々木禎子さんの兄であり、ご自身も被爆体験者である佐々木雅弘さんや、磐田市の戦争体験者による平和講演会を予定しています。また、小中学生広島派遣事業参加者・磐田市内の平和団体などによる発表も行います。

戦争体験者は年々少なくなり、当時の事実を直接伝えることは難しくなっています。戦争体験者が皆さんに伝えたいことは何か、次の世代に伝承していくために自分に何ができるか、会場で一緒に考えてみませんか。

とき／12月13日(土)13時～16時

※受付開始12時30分

ところ／ワークピア磐田 多目的ホール
※事前申込は不要です。参加者には、磐田市平和啓発ブックおよび戦後80年記念缶バッジを配付します(先着順・数に限りがあります)

戦後80年磐田市平和標語コンテスト結果

平和への思いを次世代に継承するため、標語を募集したところ、490点もの作品をご応募いただきました。

▼最優秀賞

・未来につなぐ 平和の誓いと みんなの笑顔

戦争を経験した方々の記憶や思いを語り継ぎ、平和の大切さを学ぶことで、家族や友達の笑顔と何気ない日常が未来永劫続くようにと願いを込めました。
(浜松日体中2年 木瀬綾乃さん)

▼優秀賞

・未永く平和の花を咲かせよう

(磐田市在住 鈴木 克佳さん)

・愛する子らへ 笑顔で渡そう 平和のパトン

(磐田市在住 深澤 真由美さん)

・あらしそわないで 助け合おう 平和は人が作るもの

(磐田北小4年 寺田 悠希さん)

※全入賞作品は、市ホームページをご覧ください

ページ番号

1008318

第26回静岡県市町対抗 駅伝競走大会

12月6日(土)

みんなで応援しよう！

静岡県市町対抗駅伝競走大会が、今年も開催されます。第26回大会となる今回は、12月6日(土)午前10時に静岡県庁前をスタートします。

昨年は市の部13位という成績を収めました。今年も襷を繋げられるよう、6月から毎週練習を重ねています。チームワークと選手個々の努力でゴールを目指します。



▲チームのユニフォーム

監督



監督
伊藤 裕子
子育て支援センター
とことこ

コーチ



コーチ
長谷川 幸和
ヤマハ発動機
ビスパートナー

ふるさとの誇りを胸に、走る喜びを体中で感じながら、チーム一丸となって襷をつなぎます。応援よろしくをお願いします。



鈴木 陽
豊田東小6年



ヌーニエ 裕子
東部小6年



星野 梨空
東部小6年



氏原 梨結
豊田東小6年



加藤 悠衣
豊田南小6年



平野 空哉
豊田南中2年



温井 康太
神明中3年



永井 優汰
浜松商業高2年



河合 拓杜
浜松開誠館高2年



本間 遥裕
豊川高1年



中村 美莉
豊岡中2年



三宅 彩也音
豊田中3年



山中 穂乃花
豊田中2年



安間 佳子
神明中2年



宮嶋 萌衣
常葉大附属菊川高1年



鈴木 海登
中京大1年



岐下 拓斗
NTN



吉長 日向子
浜松ホトニクス



中川 真弓
ランジェリジュ



鈴木 清志
浜松ホトニクス



桑原 武大
SMILEY ANGEL

スポーツのまち推進課
(本庁舎2階)

☎0538-37-4832

FAX 0538-37-5034